

高松市監査委員告示第20号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表します。

令和7年4月30日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	大	西		均
同	中	西	俊	介
同	北	谷	悌	邦

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

監査実施年度 平成13年度

監査テーマ3 公共施設の維持管理コスト分析

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
1	指摘	教育環境の整備充実とコスト削減に取り組むべきもの（高等学校）	P109	教育局	高松第一高等学校	R7.3.14
2	指摘	施設の計画的改修とコスト管理を行うべきもの（高等学校）	P109			

監査実施年度 平成21年度

監査テーマ1 観光政策に係る観光振興課所管業務の財務に関する事務の執行及び事業の管理について

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
3	意見	物販施設のマーケティングについて（純愛の聖地庵治・観光交流館）	P39、P53	創造都市推進局	観光交流課	R7.3.28
4	意見	経営改善策の検討について（奥の湯温泉）	P44、P53			
5	意見	宿泊施設のあり方の検討について（湯愛の郷センター 宿泊・研修施設「自然休養村センター」）	P46、P53			
6	意見	民間団体への売却の検討について（湯愛の郷センター 浴場施設「行基の湯」）	P46、P53			

監査実施年度 平成25年度

監査テーマ 高松市の社会資本更新と施設運営（廃棄物処理・市営住宅）

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
7	意見	塩江湯愛の郷センターの廃止についての検討について	P91	創造都市推進局	観光交流課	R7.3.28
8	意見	塩江奥の湯温泉・公園の今後のあり方検討について	P92			

監査実施年度 平成27年度

監査テーマ 情報システムに関する事務の執行について

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
9	指摘	各種操作・接続記録及び情報セキュリティの確保に必要な記録を取得・保存していないことについて	P93	財政局	財産経営課	R7.3.12
10	指摘	全ての接続及び操作を記録していないことについて	P93			

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当 ページ	所管課等		措置 通知日
11	指摘	各種操作・接続記録等に対する定期的な分析が行われていないことについて	P93	財政局	財産経営課	R7.3.12
12	指摘	ネットワーク構成図は、業務上必要とする者のみが閲覧できる場所に保管されているものの、情報システム仕様書は保管されていないことについて	P93			
13	指摘	公有財産管理システムが、情報セキュリティ方針を遵守しているかどうかについて定期的に確認を行っていないことについて	P94			

監査実施年度 平成30年度

監査テーマ 教育及び子育てに関する財務事務の執行について

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当 ページ	所管課等		措置 通知日
14	意見	県費職員の部活動の特殊勤務手当の手入力について	P184	教育局	学校教育課 保健体育課	R7.3.31
15	意見	災害時対応の資料一元化について	P200		高松第一高等学校	R7.3.14
16	意見	TENSクラウド・市の校務支援ネットワークや教務システムへの参画について	P201			

監査実施年度 令和元年度

監査テーマ3 高松市の空き家に関連する政策

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当 ページ	所管課等		措置 通知日
17	意見	空き家対策に関する庁内・庁外での連携強化と担当部署の統合について	P173	都市整備局	住宅政策課	R7.4.3

監査実施年度 令和2年度

監査テーマ 持続可能な財政運営

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当 ページ	所管課等		措置 通知日
18	意見	普通財産貸付資産を一覧とした上で、契約内容を漏れなくチェックできるよう検討することについて	P30、P35、P96	財政局	財産経営課	R7.3.12

監査実施年度 令和5年度

監査テーマ 病院事業の財務事務の執行及び経営に関する事項について

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当 ページ	所管課等		措置 通知日
19	意見	病院関連事業全体としての一体的な運用について	P55	健康福祉局	国保・高齢者医療課	R7.3.18

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
20	指摘	事務部局職員のタイムカード打刻を廃止することについて	P100	病院局	みんなの病院事務局総務課	R7.3.18
21	意見	病院全体としてBCPマニュアルが浸透していることを確認することについて	P117			
22	意見	災害内容別・被災状況別・発災レベル別にBCPを作成することについて	P117			
23	意見	被災状況をより詳細に想定し、具体的な行動手順を策定することについて	P119			
24	意見	視覚的に分かりやすいマニュアルの策定について	P121			
25	意見	想定している重症患者搬送数について	P127			
26	意見	参集可能な職員の予測を定期的実施することについて	P128			
27	意見	BCPマニュアルと災害対策マニュアルの体系の整理について	P128			
28	意見	BCPマニュアルを適時に改訂することについて	P130			

監査実施年度 令和6年度

監査テーマ 使用料及び手数料の確保に向けた施策と徴収事務について

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
29	指摘	業務マニュアルが未作成であることについて（健康増進温浴施設）	P177	創造都市推進局	スポーツ振興課	R7.4.10
30	指摘	減免額の詳細を把握していないことについて（健康増進温浴施設）	P177			

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	平成13年度／公共施設の維持管理コスト分析	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	教育環境の整備充実とコスト削減に取り組むべきもの（高等学校）	
指 摘 の 内 容	教育環境の整備充実とコスト削減 相反する課題であるが、今後とも継続的に取り組む必要がある。	
報告書該当 ページ	P109	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年3月14日
所 管 課 等	教育局 高松第一高等学校
措 置 結 果	<p>本件指摘事項について、校舎及び体育館は、老朽化が著しいことから、平成26年度に策定した高松第一高等学校校舎改築基本構想に基づき、教育環境の整備充実とコスト削減などを図りつつ、全面改築を行うこととし、校舎は令和3年8月、体育館は5年7月に竣工した。</p> <p>また、音楽科棟、トレーニング棟、駐輪場については、6年度に策定した高松第一高等学校音楽科棟等保全計画に基づき、長寿命化を図ることとし、7年度から計画的な予防保全を行い、維持管理コストの縮減と予算の平準化を図ることとしている。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	平成13年度／公共施設の維持管理コスト分析	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	施設の計画的改修とコスト管理を行うべきもの（高等学校）	
指 摘 の 内 容	施設老朽化 中長期的視点での改修・改築計画が必要である。 また、耐震診断・耐震補強の対策が必要である。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P109	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年3月14日
所 管 課 等	教育局 高松第一高等学校
措 置 結 果	<p>本件指摘事項について、校舎及び体育館は、老朽化が著しいことから、平成26年度に策定した高松第一高等学校校舎改築基本構想に基づき、教育環境の整備充実とコスト削減などを図りつつ、全面改築を行うこととし、校舎は令和3年8月、体育館は5年7月に竣工した。</p> <p>また、音楽科棟、トレーニング棟、駐輪場については、6年度に策定した高松第一高等学校音楽科棟等保全計画に基づき、長寿命化を図ることとし、7年度から計画的な予防保全を行い、維持管理コストの縮減と予算の平準化を図ることとしている。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成21年度／観光政策に係る観光振興課所管業務の財務に関する事務の執行及び事業の管理について	
区 分	意 見	
意見の項目	物販施設のマーケティングについて（純愛の聖地庵治・観光交流館）	
意見の内容	物販施設において、民間の専門家のアドバイスを受ける等により、若者向けにターゲットを絞ったマーケティングをして売上改善を図る方法を探るべきであると考えられる。	
報告書該当 ページ	P39、P53	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年3月28日
所管課等	創造都市推進局 観光交流課
措置結果	本件意見については、令和4年度から新たな指定管理者となり、当該指定管理者の強みを生かした商品販売を展開するとともに、情報発信ツールを用いて、若者に向けたwebマーケティングを実施している。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	平成21年度／観光政策に係る観光振興課所管業務の財務に関する事務の執行及び事業の管理について	
区分	意見	
意見の項目	経営改善策の検討について（奥の湯温泉）	
意見の内容	年間約7,000万円の資金収支の赤字体質である。立地に恵まれていない、老朽施設である等困難であるものの、老健施設ではない普通の温泉旅館であるので、市への負担を減らすため、売上増加や経費削減等の経営改善策が早急に必要であると考えられる。	
報告書該当 ページ	P44、P53	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年3月28日
所管課等	創造都市推進局 観光交流課
措置結果	本件意見に係る奥の湯温泉については、施設の老朽化により、平成28年度末をもって閉館した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成21年度／観光政策に係る観光振興課所管業務の財務に関する事務の執行及び事業の管理について	
区 分	意 見	
意見の項目	宿泊施設のあり方の検討について（湯愛の郷センター 宿泊・研修施設「自然休養村センター」）	
意見の内容	老朽施設であり用途も主として企業・学校等の研修施設である。平成20年度は5,729千円の赤字であった。販売高・稼働の状況も好ましくなく、次回の指定管理更新までに、そのあり方を充分検討すべき施設であると考えられる。	
報告書該当 ページ	P46、P53	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年3月28日
所管課等	創造都市推進局 観光交流課
措置結果	本件意見に係る塩江湯愛の郷センター宿泊・研修施設「自然休養村センター」については、施設の老朽化により、平成28年度末をもって閉館した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	平成21年度／観光政策に係る観光振興課所管業務の財務に関する事務の執行及び事業の管理について	
区分	意見	
意見の項目	民間団体への売却の検討について（湯愛の郷センター 浴場施設「行基の湯」）	
意見の内容	本来官が運営すべきものではなく、地元民間団体による地域振興という観点から、現在の指定管理者である塩江温泉旅館飲食協同組合のような塩江地域の民間団体に適正価格で売却できないかを検討すべきであると考えられる。	
報告書該当 ページ	P46、P53	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年3月28日
所管課等	創造都市推進局 観光交流課
措置結果	本件意見に係る塩江湯愛の郷センター浴場施設「行基の湯」については、新たな道の駅整備に向け、令和5年5月をもって営業を終了した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成25年度／高松市の社会資本更新と施設運営（廃棄物処理・市営住宅）	
区分	意見	
意見の項目	塩江湯愛の郷センターの廃止についての検討について	
意見の内容	集客の足がかりとなる施設としての地域への波及効果を考えれば、施設運営の意義は認められるとも言えるが、宿泊施設は1974年に建築され、2021年には47年の耐用年数を迎えることとなる。しかしながら、現在の収支状況から考えると更新投資を行っても財政負担の増加を招くだけの結果になるとみられる。時期をみて同施設の廃止について検討を始めていく必要がある。	
報告書該当 ページ	P91	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年3月28日
所管課等	創造都市推進局 観光交流課
措置結果	本件意見に係る塩江湯愛の郷センターについては、令和2年11月に策定した高松市塩江道の駅エリア整備基本計画に基づき整備する新しい道の駅に、機能を集約することとしている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.8

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	平成25年度／高松市の社会資本更新と施設運営（廃棄物処理・市営住宅）	
区分	意見	
意見の項目	塩江奥の湯温泉・公園の今後のあり方検討について	
意見の内容	温泉街が衰退し閉鎖する温泉施設も出ている中で、官が多額の赤字補填を行い実質競合施設の運営を行うことは、地元から反対の声が上がっていないとしても問題は多いと言え、次期指定管理期間開始前に、施設の廃止や民間への譲渡などの方策を含む今後のあり方について、地域住民にも呼び掛けて、検討を進める必要がある。	
報告書該当 ページ	P92	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年3月28日
所管課等	創造都市推進局 観光交流課
措置結果	本件意見については、平成29年3月に策定した塩江温泉郷観光活性化基本構想に基づき、集客に資する施設整備を実施することとしている。 なお、奥の湯温泉については、施設の老朽化により、28年度末をもって閉館した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.9

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	各種操作・接続記録及び情報セキュリティの確保に必要な記録を取得・保存していないことについて	
指 摘 の 内 容	各種操作・接続記録及び情報セキュリティの確保に必要な記録を取得・保存していない。	
報告書該当 ページ	P93	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年3月12日
所管課等	財政局 財産経営課
措置結果	本件指摘事項については、令和6年度に、ログイン履歴、台帳修正の申請履歴及び申請の承認履歴等を、システムサーバ内にログとして保管していることを確認した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.10

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	全ての接続及び操作を記録していないことについて	
指 摘 の 内 容	全ての接続及び操作を記録していない。	
報告書該当 ペ ー ジ	P93	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年3月12日
所 管 課 等	財政局 財産経営課
措 置 結 果	本件指摘事項については、令和6年度に、ログイン履歴、台帳修正の申請履歴及び申請の承認履歴等を、システムサーバ内にログとして保管していることを確認した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.11

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	各種操作・接続記録等に対する定期的な分析が行われていないことについて	
指 摘 の 内 容	各種操作・接続記録等に対する定期的な分析が行われていない。	
報告書該当 ページ	P93	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年3月12日
所管課等	財政局 財産経営課
措置結果	本件指摘事項については、保守業者から提出される保守点検の報告書に加え、年2回、公有財産の増減を総括する定期報告書を財産経営課で作成し、異常な公有財産の増減の有無を確認するなど、定期的に分析を行っており、通常時及び不正アクセスや異常操作発生時において、必要な措置を講じることができるよう対応している。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.12

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	ネットワーク構成図は、業務上必要とする者のみが閲覧できる場所に保管されているものの、情報システム仕様書は保管されていないことについて	
指 摘 の 内 容	ネットワーク構成図は、業務上必要とする者のみが閲覧できる場所に保管されているものの、情報システム仕様書は保管されていない。	
報告書該当 ページ	P93	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年3月12日
所 管 課 等	財政局 財産経営課
措 置 結 果	本件指摘事項については、令和5年度から、ネットワーク構成図及び情報システム仕様書は、サーバ室内のパソコンに保管されており、業務上必要な場合には、保守業者及び財産経営課の担当職員が適宜閲覧できるようになっている。 また、サーバ室内のパソコンにトラブルが発生した場合に備え、財産経営課執務室に、当初の設計仕様書及びシステム改修報告書を保管しており、保守業者と迅速な対応ができる体制を構築している。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.13

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	平成27年度／情報システムに関する事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	公有財産管理システムが、情報セキュリティ方針を遵守しているかどうかについて定期的に確認を行っていないことについて	
指 摘 の 内 容	公有財産管理システムが、情報セキュリティ方針を遵守しているかどうかについて定期的に確認を行っていない。	
報告書該当 ページ	P94	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年3月12日
所 管 課 等	財政局 財産経営課
措 置 結 果	本件指摘事項については、令和5年度から、公有財産管理システムに係る情報セキュリティ監査を実施し、情報セキュリティ方針の遵守状況について確認を行っており、今後も、定期的実施することとしている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.14

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成30年度／教育及び子育てに関する財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	県費職員の部活動の特殊勤務手当の手入力について	
意見の内容	<p>特殊勤務手当は本人が紙面で申請し、管理職の承認後、事務員が全職員分を代理入力しているとのことであったが、大規模校で50名の県費職員が在籍しており、その事務負担は少なくない。</p> <p>部活動を実施した教員が直接システムに入力していない理由を確認したところ、当該手当は県から支給されるものであり、県が運用している給与システムへのアクセス権限は事務職員にしか与えられていないため、事務職員がまとめて入力を行っているとのことであった。全ての中学校が同じ状況であると考えられる。</p> <p>手入力とすると入力内容や入力漏れの確認が必要となり、事務負担が大きい。このような手当申請については本人がシステムに入力し、承認も同システム内で行うことで大幅に省力化できるが、県が運用しているシステムであるため、市での対応は困難である。この点、データ連携や県システムに対応する書式に変換できるソフトを開発・利用することで県システムへの入力が省力化できる可能性がある。データの受け入れ側となる県の協力が必要であるが、今後も継続する業務であることから、県と協議し、職員の給与に関する事務を省力化していくことが望まれる。</p>	
報告書該当 ページ	P184	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年3月31日
所管課等	教育局 学校教育課、保健体育課
措置結果	<p>本件意見については、令和6年度から、特殊勤務手当の支給対象となる教員が、同手当を管理するエクセルファイルに必要事項を入力した後、事務職員が取りまとめ、管理職員の承認を受けることとした。</p> <p>承認後は、事務職員が、エクセルファイルを香川県の給与システムに対応する書式に変換した後、データを同システムに反映させることで、給与事務の省力化とともに、事務職員の事務負担の軽減を図っている。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.15

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	平成30年度／教育及び子育てに関する財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	災害時対応の資料一元化について	
意見の内容	危機対応マニュアルの具体的な運用フローが1か所にまとまっていないと実際に危機が発生した場合、どこを確認したらいいのかわからないという事態が発生する。危機対応の関係書類は1か所にまとめて保管し、教職員に保管場所を周知徹底することが望ましい。	
報告書該当 ページ	P200	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年3月14日
所管課等	教育局 高松第一高等学校
措置結果	本件意見については、令和2年度に高松第一高等学校危機管理マニュアルを改正し、校内外の各種危機の発生に対する対応として、不審者の侵入や校内での予期せぬ大事故などへの具体的な対応方法等を、一元化して取りまとめた。 また、当該マニュアルについては、毎年度当初に、職員用掲示板に掲載するとともに、職員会議において、職員全員に周知している。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.16

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成30年度／教育及び子育てに関する財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	TENSクラウド・市の校務支援ネットワークや教務システムへの参画について	
意見の内容	<p>市は、「教育の情報化」の基幹システムである高松市教育情報通信ネットワークシステム（TENS）を構築しているが、高松第一高等学校は、TENSの利用対象外となっており、高校独自でバックアップデータの保管を実施している状況にある。市内に高松第一高等学校以外の市立高校がないため、TENSの利用対象からは除外されているとの説明を受けたが、TENSを構築した目的から鑑みれば、高松第一高等学校の各種データもTENS内で保管管理した方が望ましいと考えられる。</p> <p>また、高等学校を対象として県が構築している校務支援システムへの参画も、高松第一高等学校以外の高校が私立と高専を除けば、全て県立であることから、対象外とされている。県の高等学校教育という大きな枠組みの中では一体であるにもかかわらず、校務支援システムの利用に関しては利用ができないとなると、今後県立高校職員間の異動を実施していく中では、業務の効率化が図れない可能性も考えられる。</p> <p>そのため、既に構築がなされ利用できるシステムには可能な限り参画し、業務効率を図ると共に、情報管理の向上を図ることが望ましいと考える。</p>	
報告書該当 ページ	P201	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年3月14日
所管課等	教育局 高松第一高等学校
措置結果	<p>本件意見に係るTENSクラウドについては、高松第一高等学校の教職員の勤務条件が県条例を適用されており、市立学校教育に関わる同システムとは、利用条件が異なるため、同システムへの参画は困難と判断した。</p> <p>また、生徒の成績管理等を行う校務支援システムについては、令和2年度から、県教育委員会が運用しているシステムと同一のシステムを導入している。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.17

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和元年度／高松市の空き家に関連する政策	
区分	意見	
意見の項目	空き家対策に関する庁内・庁外での連携強化と担当部署の統合について	
意見の内容	空き家対策に関するいろいろな局面で、具体的にどのようなことを行うのか、という役割を明示した上で、庁内庁外を通じた役割を整理し、連携を強化する必要がある。担当部署についても、現在はくらし安全安心課でほぼすべての事務を行っているが、市民サービスの向上の観点からも、今後増加すると予測される空き家対策をスピードアップするためにも、市民からの多様なニーズに対しワンストップで対応することが望まれる。利活用を担当する部署など、住宅政策を担う部署と統合することについて、検討が望まれる。	
報告書該当 ページ	P173	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年4月3日
所管課等	都市整備局 住宅政策課
措置結果	本件意見については、令和7年4月1日の組織再編により、市民局くらし安全安心課が所管していた空き家関連業務及び都市整備局都市計画課住宅・まちづくり推進室が所管していた住宅関連業務を統合して、「住宅政策課」を都市整備局内に新設し、本市の空き家対策を含む住宅に関連する施策について、総合的に推進することとした。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.18

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	令和2年度／持続可能な財政運営	
区 分	意 見	
意見の項目	普通財産貸付資産を一覧とした上で、契約内容を漏れなくチェックできるよう検討することについて	
意見の内容	現在有効な契約については、漏れなく契約内容のチェックが行えるよう、普通財産貸付資産を一覧とした上で、契約の有無、有償か無償か、契約の相手先、契約内容のチェックの有無を記載することなどについて、検討することが望まれる。	
報告書該当 ページ	P30、P35、 P96	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年3月12日
所管課等	財政局 財産経営課
措置結果	本件意見については、公有財産管理システム等を活用して、普通財産の貸付状況等を管理しており、各課において適切な管理を推進するため、令和5年8月に、庁内電子掲示板により、管理手法について周知するとともに、同年10月に研修を実施した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.19

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	令和5年度/病院事業の財務事務の執行及び経営に関する事項について	
区分	意見	
意見の項目	病院関連事業全体としての一体的な運用について	
意見の内容	みんなの病院と女木診療所・男木診療所との間においても、設立の趣旨や会計は異なるものの、実質的な運営主体は同じ市という立場であることから、各種契約についても一元化を行い、一体的な運用を行うことで、コストの削減や経営の効率化等につなげられると考えられることから議論を進めていくことが望ましい。	
報告書該当 ページ	P55	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年3月18日
所管課等	健康福祉局 国保・高齢者医療課
措置結果	本件意見について、みんなの病院と女木診療所・男木診療所との間における医薬品の取扱いについては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第24条の規定により、医薬品の販売業の許可を受けていない両者間での授与はできないこと、また、両者において各種契約の見直しを行ったところ、施設規模や契約内容に差異があること等から、契約の一元化を図ることは困難だが、現在も行っているみんなの病院からの医療従事者の派遣を継続するなど、今後も地域医療の提供を行えるよう協力連携を続けていくこととする。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.20

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	令和5年度/病院事業の財務事務の執行及び経営に関する事項について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	事務部局職員のタイムカード打刻を廃止することについて	
指 摘 の 内 容	必要性のない事務部局職員のタイムカード打刻は廃止すべきである。	
報告書該当 ペー ジ	P100	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年3月18日
所 管 課 等	病院局 みんなの病院事務局総務課
措 置 結 果	<p>本件指摘事項に係る事務局職員の勤怠管理については、労働安全衛生法第66条の8の3の規定に基づき、事業者はタイムカードによる記録などの適切な方法により、労働者の労働時間の状況を把握することが義務付けられているが、現行の庶務管理システムでは出退勤時刻の記録ができないため、引き続き、タイムカード打刻による勤怠管理を実施することとした。</p> <p>なお、今後、庶務管理システムに始業・終業時刻を記録する機能が追加された場合は、事務局職員のタイムカード打刻の廃止について検討する。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.21

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	令和5年度/病院事業の財務事務の執行及び経営に関する事項について	
区分	意見	
意見の項目	病院全体としてBCPマニュアルが浸透していることを確認することについて	
意見の内容	BCPマニュアルを適宜整備し、人員を確保し、職員が共通認識を持つべく周知と訓練を重ねることが重要である。職員への周知については、有事の際に電子データの閲覧ができないことも想定されるため、部署単位で、使用するマニュアル（紙）を配布するとともに、対応状況の確認を行うことが望まれる。具体的には、「部署別非常時優先業務 総括表」に記載された内容について、部署単位で確認した旨の報告を受け、全部署が確認した旨を確認し、管理者に報告するといった対応が考えられる。	
報告書該当 ページ	P117	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年4月9日
所管課等	病院局 みんなの病院事務局総務課
措置結果	本件意見については、令和7年3月改定の高松市立みんなの病院事業継続計画（BCP）及び高松市立みんなの病院災害対策マニュアルを、4月4日付けの職員用情報掲示板において、職員に周知するとともに、各所属に紙ベースで配布の上、危機事象発生時の対応体制や行動計画等の重要部分を所属長から説明後、一定期間を設けて回覧し、閲覧した旨の確認を行った。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.22

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和5年度／病院事業の財務事務の執行及び経営に関する事項について	
区 分	意 見	
意見の項目	災害内容別・被災状況別・発災レベル別にBCPを作成することについて	
意見の内容	あらゆる事態に備えて各病棟の職員が避難判断を行うことも想定しておくことが望ましい。 また、今回の新型コロナウイルス感染症で得た知見や対応の実務経験を踏まえた対策を文章化し、感染症のアウトブレイクに対するBCPの策定も望まれる。	
報告書該当 ページ	P117	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年4月9日
所管課等	病院局 みんなの病院事務局総務課
措置結果	<p>本件意見については、令和7年3月改定の高松市立みんなの病院事業継続計画（BCP）において、災害レベルの決定基準を定めるとともに、災害レベル別の対応を一覧に取りまとめた。</p> <p>また、夜間や休日など病院長（災害対策本部長）が不在の場合には、当直の医師や看護師長が協議した上で、臨時災害対策本部を設置し、災害対策本部が設置されるまでの間、時間外診療体制時のフローチャートに定める業務を担うこととした。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.23

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	令和5年度/病院事業の財務事務の執行及び経営に関する事項について	
区分	意見	
意見の項目	被災状況をより詳細に想定し、具体的な行動手順を策定することについて	
意見の内容	被災状況をより詳細に想定し、具体的な行動手順を策定することが望ましい。 例えば、東北大学病院では、エレベータ停止時は、各階段を上り専用・下り専用として使用するルールを決定している。また、ゲートコントロールを実施し、入り口を閉鎖、警備員を配置し誘導を行うこととしている。みんなの病院でもそのような動線の確保の仕方を検討することが望ましい。	
報告書該当 ページ	P119	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年4月9日
所管課等	病院局 みんなの病院事務局総務課
措置結果	本件意見については、令和7年3月改定の高松市立みんなの病院事業継続計画（BCP）及び高松市立みんなの病院災害対策マニュアルにおいて、被災者を受け入れる際の各災害診療エリアごとの動線や具体的な行動手順を定めた。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.24

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	令和5年度／病院事業の財務事務の執行及び経営に関する事項について	
区 分	意 見	
意見の項目	視覚的に分かりやすいマニュアルの策定について	
意見の内容	被災時の混乱のさなか、可及的速やかに医療を復旧させるためにも、視覚的に分かりやすいマニュアルの策定を心掛けるべきである。	
報告書該当 ページ	P121	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年4月9日
所管課等	病院局 みんなの病院事務局総務課
措置結果	本件意見については、令和7年3月改定の高松市立みんなの病院事業継続計画（BCP）及び高松市立みんなの病院災害対策マニュアルにおいて、図やフローチャートを効率的に導入し、見やすさや分かりやすさに配慮して策定した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.25

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和5年度／病院事業の財務事務の執行及び経営に関する事項について	
区 分	意 見	
意見の項目	想定している重症患者搬送数について	
意見の内容	香川県の方針では、重症患者は災害拠点病院及び広域救護病院で対応となっている。高松市全体での重症患者数が4, 200人の想定、かつ、市内の災害拠点病院はみんなの病院を含め3院（香川県立中央病院・高松赤十字病院）しかないことを踏まえると、重症患者の搬送数50名については、再度検討することが望ましい。	
報告書該当 ページ	P127	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年4月9日
所管課等	病院局 みんなの病院事務局総務課
措置結果	<p>本件意見については、香川県地震・津波被害想定（第四次公表）や高松市地域防災計画（地震対策編）において、本市における地震ごとの負傷者数の予測値が示され、公表されているものの、重症患者数については、国や香川県において予測値が示されていないことや、災害拠点病院として指定を受けている香川県立中央病院や高松赤十字病院においても定められていないことから、令和7年3月改定の高松市立みんなの病院事業継続計画（BCP）においては、重症患者等（重傷者を含む）に関する数値ではなく、市内における負傷者数の予測値を掲載するよう改めた。</p> <p>また、災害時における重症患者等（重傷者を含む）への適切な医療の提供については、災害拠点病院としての重要な役割であることから、改定した高松市立みんなの病院事業継続計画（BCP）において、高松市立みんなの病院が市内に複数ある災害拠点病院の1つであり、傷病者を受け入れるための医療救援体制等の整備を行っている旨を表記した。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.26

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和5年度／病院事業の財務事務の執行及び経営に関する事項について	
区 分	意 見	
意見の項目	参集可能な職員の予測を定期的を実施することについて	
意見の内容	<p>高松市立みんなの病院事業継続計画12～13頁に記載の参集可能な職員の予測（算出基準日は、平成31年1月1日時点。産休・育休者を除くみんなの病院職員385名）では、全て徒歩での出勤と想定した場合、1時間以内に登院可能とされる職員が158名、3時間以内が152名、3時間以上が75名となっている。</p> <p>当該内容についても毎年度更新した上で、体制に問題がないか確認することが望まれる。</p>	
報告書該当 ページ	P128	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年4月9日
所管課等	病院局 みんなの病院事務局総務課
措置結果	<p>本件意見については、令和7年3月改定の高松市立みんなの病院事業継続計画（BCP）において、災害時の体制確認のため、6年10月1日現在の通勤情報を用いて、職員の参集可能予測を整理し、掲載した。</p> <p>また、参集可能な職員の予測については、職員の人事異動等を考慮し、毎年度、見直すこととしている。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.27

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	令和5年度／病院事業の財務事務の執行及び経営に関する事項について	
区 分	意 見	
意見の項目	BCPマニュアルと災害対策マニュアルの体系の整理について	
意見の内容	厚生労働省の「病院BCP作成の手引き」では、キーワードから検索できるように巻末に索引を作成することを推奨している。紙でのマニュアル閲覧を効率化するためにも、巻末に索引を作成し、かつ、災害対策マニュアルを参照する部分については参照のページ数を記載することが望ましい。	
報告書該当 ページ	P128	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年4月9日
所管課等	病院局 みんなの病院事務局総務課
措置結果	本件意見については、令和7年3月改定の高松市立みんなの病院事業継続計画（BCP）及び高松市立みんなの病院災害対策マニュアルの体系を整理するため、それぞれにインデックスを付け、参照箇所を表記することにより、関連性を明確化した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.28

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和5年度／病院事業の財務事務の執行及び経営に関する事項について	
区 分	意 見	
意見の項目	BCPマニュアルを適時に改訂することについて	
意見の内容	<p>BCPマニュアルの更新（改訂）作業については、人事異動や訓練を受けての課題への対応等、変更が生じた都度更新することが望ましい。少なくとも年度ないし半年単位で見直しを図り、最新の情報に更新しなければマニュアルの意味をなさない可能性がある。</p> <p>また、香川県や市の災害対策関係の計画改定時には、改定内容を当マニュアルに反映させ、香川県や市との連携が滞りなく行えるようにすべきである。</p>	
報告書該当 ページ	P130	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年4月9日
所管課等	病院局 みんなの病院事務局総務課
措置結果	<p>本件意見については、令和6年12月に、高松市立みんなの病院において災害対策訓練を実施し、その検証結果を踏まえ、7年3月に高松市立みんなの病院事業継続計画（BCP）及び高松市立みんなの病院災害対策マニュアルを改定した。</p> <p>今後においても、訓練の実施により、新たな課題への対応が必要な場合や、香川県や本市の災害対策関係の各種計画が改定された場合など、必要に応じて、高松市立みんなの病院事業継続計画（BCP）等を迅速に改定するとともに、職員の意識高揚や認識の共有を図るため、年1回程度は災害対策訓練を実施することとしている。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.29

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	令和6年度/使用料及び手数料の確保に向けた施策と徴収事務について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	業務マニュアルが未作成であることについて（健康増進温浴施設）	
指 摘 の 内 容	当該施設では現金のほか、令和6年度途中よりクレジットカード及びQRコード決済にも対応した料金收受を行っている。そのなかで、現金の取扱いなどを整理したマニュアルが作成されていない点については、トラブル発生の高リスクと考えられるため、早急に業務マニュアルの作成を行うべきである。	
報告書該当 ページ	P177	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和7年4月10日
所 管 課 等	創造都市推進局 スポーツ振興課
措 置 結 果	本件指摘事項については、高松市健康増進温浴施設ループしおのえの指定管理者において、金銭取扱いマニュアルを作成し、令和7年3月から運用している。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.30

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	令和6年度／使用料及び手数料の確保に向けた施策と徴収事務について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	減免額の詳細を把握していないことについて（健康増進温浴施設）	
指 摘 の 内 容	減免対象となった利用者についても、障害者手帳が提示された際に、生年月日を把握し、本来の使用料の金額と、減免額の実態を把握できるようにすべきである。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P177	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和7年4月10日
所 管 課 等	創造都市推進局 スポーツ振興課
措 置 結 果	本件指摘事項については、令和7年4月から、高松市健康増進温浴施設ループしおのえの指定管理者において、減免対象者の年齢確認を行うこととし、有料利用者に係る使用料の額と減免等による無料利用者に係る使用料の額（減免額）を適切に把握するとともに、それに合わせ、利用者に係る各種集計表についても、様式を改めた。